

寄班祗候考

友 永 植

序 言

筆者は、宋朝の皇帝独裁体制は、皇帝というバランスーの下に、文班科挙官僚を含めた個性を異にする複数の官僚集団が、それぞれに託された使命を各自遂行することによって、彼らの活動の総合された効果の上に支持されたものである、との卑見をもっている。

かかる観点から、筆者はかねて武班官僚の存在に着目し、下級武班である三班使臣の分析を試み⁽¹⁾、①それが皇帝の側近機関として五代・宋初において中央集権化と皇帝権の維持・強化に重要な役割を果たしたこと、②しかし、宋の内統一の過程で変質し、醇乎たる側近官僚集団としての特質を喪失したこと、③その一方で三班使臣の中に「閤門祗候」なる君側祗候の職を兼帯するものが現れ、新たな側近官僚として皇帝権の維持・強化に資したことなどを明らかにした。

小論は、上述の如き観点に立って、宋初における三班組織の変質の過程で、閤門祗候兼帯使臣と同様に独特な活動を見せる、「寄班祗候」なる官職を帯びた三班使臣に注目し、北宋朝におけるその実態の分析を通して、彼らの担った政治史上の役割について論及せんとするものである。

第一章 寄班

一 寄班の統轄官庁

寄班祇候の官称は「寄班に祇候する者」の意より出たものと推測されるが、そもそも寄班とは何か、まず検討してみたい。
 『宋会要輯稿』（以下『宋会要』）職官三六、内侍省の項に引く『兩朝国史』に、

内侍省、有左右班都知、左班都知・副都知、右班都知・副都知、押班、（内）東頭供奉官・内西頭供奉官、内侍殿頭、内侍高品、内侍高班、内侍黃門。都知以諸司使充、副都知以諸司使副充、押班以内殿崇班以上充。領省事、然不備設。自供奉官至黃門、一百八十人為定員。凡内侍初補、曰小黃門。經恩遷補、則為内侍黃門。自都知至黃門、皆番休直宿、或奉使中外、車駕行幸、則供給使。又有前殿祇候、高班内品、祇候内品、後苑内品。其掌與黃門以上同。凡以罪出者、降為灑掃院子、今北班内品・散内品是也。又有寄班供奉、侍禁、殿直、奉職、小底。日奉内朝、以備乘伝急詔。凡天子巡幸、則執乘輿服御。其吏屬、則有前後行各二人、典二人。元豐改制、具載職官志。

（傍点は筆者、以下同様）

とあり、寄班とは内侍省に所属し、寄班供奉官以下小底に至る官種をもつ官職系であることがわかる。また、この史料によると、寄班以外に内東西頭供奉官以下黃門にいたる諸官および殿前祇候以下散内品にいたる諸官（『宋史』職官志の分類に従って、前者を「内侍班」、後者を「祇候班」と呼ぶことにする⁽²⁾）が、同じく内侍省に所属していたことがわかる。この内、殆どの官に「内品」の官称が付く祇候班に関して、『統資治通鑑長編』（以下『長編』）巻七六、大中祥符四年一〇月の条に、

詔、先差内品往諸州、勾當場務。其内品、皆是克復広南、即選識字彊明者任之。今老不任事。若別用後生者、多

不能幹集。自今有内品員欠、精加選択。如欠人、即改差使臣。

とあり、それが旧南漢の内官で事務能力に優れた者を選抜し組織した集団に始まり、本来、主として場・務の監当官に充当するための要員であったことが知られる。⁽³⁾このことから推察するに、内侍省に属する三つの官職系は、それぞれ異なった形成過程をもち、その特性に応じた独自の役割を委ねられたものであろう。

ところで、先の『兩朝国史』には内侍省についての記載しか見えないが、宋朝の内官の組織は二省制を採用しており、内侍省の外に入内侍省が設けられていた。⁽⁴⁾入内侍省の属官については、『宋史』職官志から、内侍班と祗候班が所属していたことが確認されるものの、寄班については不明である。寄班に関する記事は極めて少ないが、管見の限りにおいて検出し得た史料の中で、統轄官庁絡みのものは殆どが内侍省であり、⁽⁶⁾恐らく当省のみに属していたのではないかと推察する。

二 寄班の職掌と官称

寄班が内官の官属であることから、設置の時期やその経緯を詳かにすることは難しく、太宗朝には設けられていたということを確認するばかりである。⁽⁷⁾

内侍省の属官として、寄班がいかなる職務を担当したかという点、先掲『兩朝国史』は、日々内廷に詰め、馭馬による緊急の詔の伝達に備えたこと、また巡幸の際は、天子の御輿と御服を執守したことを伝えている。すなわち職制上、寄班は常に皇帝の側近くに奉侍することを不可欠とした内官であったと言え、『兩朝国史』の伝える内侍班・祗候班の職務が、輪番の宿直や使者、あるいは行幸の際の走使といったものであったことを勘案すると、寄班は職務の重要性という点において、他の二者より優れていたものと考ええる。

寄班・内侍班・祗候班はそれぞれ内廷における職事をもつ点で、それ自体、内官の差遣といえるが、また一方で各班の諸官は内官の寄禄官でもあった。『宋史』卷一六九、職官九、内侍之叙遷の項によると、入内内侍省・内侍省ともに内侍班の下に祗候班が排され、同書卷一六八、職官八、紹興以降合班之制・官品の項によると、内侍班の内東西頭供奉官・内侍殿頭・高品が正九品、高班・黃門が従九品、内品すなわち祗候班が同じく従九品と規定されている。また、同書卷一七一、職官一一、俸禄の項には、そのような序列に沿った俸禄が記載されている。因に、同じ従九品でも内侍班末尾の黃門と祗候班では、三貫と七百の差がある。ところで、寄班については内官叙遷之制の項には記載がなく、他の二班との序列關係を明らかにすることができない。ただ、『宋史』職官志の俸禄の項に「寄班小底二千」、また禄粟の項に「寄班小底四石」との規定があり、この額はそれぞれ前者が内侍省の黃門、後者が入内内侍省の内供奉官のそれに等しく、小底が寄班末尾の官であることを考え合せると、俸料等の点からすれば、寄班の地位は祗候班の上で、内侍班と同等、若くはそれ以上と推察される。

以上、寄班の概要を些か窺ったが、実はそもそも寄班とは如何なる意味か、という第一義的疑問を残している。この点を明らかにする直接的史料はないが、寄班が他班に比べ重要性に勝り、俸料においても優遇されていたことを考へるとき、次の史料は寄班の意味を検討する上で参考にならう。すなわち、『宋史』卷二七八、雷有終伝に、

(王)均僭号大蜀、改元化順、署置官称、設貢举、以張鑑為謀主。鑑本名美、太原旧卒、後為神衛小校。狡獪、嘗歷戰陣、粗習陰陽、以熒惑同惡、故勸均為乱。均实、懐無謀。嘗言、官軍若至、我当先路出迎、自陳被脅之状。鑑聞之、扱軍中子弟、署寄班、以防守均、令不与人接見。官軍圍城、每射箭招誘。及令均子弟至城下、均皆不知。得箭書、鑑悉焚之。自起至敗、所守止一城而已。

とあり、王均の乱の折り、黒幕の張鑑が降伏の底意を懐く王均を外から隔離するために、均の護衛を名目に、軍中

の子弟を選んで、「寄班」に任命したという。主人の身辺近くに侍り、これを護衛する集団を寄班と称しているが、この場合の「寄」は「たよる」・「たのみ」の意と解される。この時代、寄班という語がかかる意味の一般名詞であったかどうかについては何ともいえないが、「信頼する」という意味で「寄」の語が用いられることがあったという事実からして、内侍省管下の寄班とは「信頼を置くグループ」の意ではなからうかと推考する。

ところで、島田正郎氏の高著⁸⁾によると、遼の御帳官の中にも寄班なる組織があり、左班・右班と共に三班院なる機関に統轄されていたという。氏は三班院の任務について「天子が諸臣に会する場合、側近で奔走に任ずるのが、主な役であったのではあるまいか」と述べられ、また寄班について「単なる供奉官ではなく、同時に天子の警護をも任じていたと推測できる」と指摘しておられる。遼の御帳官が「遼帝の常の生活の場所たる宮帳の官府の総称で、護衛と側近の奉仕とを職掌とするところのもの」であり、宋朝の内侍両省と宿衛を併せた如きものであることを考えるとき、遼朝三班院下の寄班の実態は、宋朝内侍省下の寄班の属性を考察する上で甚だ示唆的である。

以上要約すると、寄班とは内侍省に属する一官職系で、常時皇帝に近侍し、緊急の指揮の伝達に任ずるなど重要性が高く、それ故また俸料においても優遇された。すなわち、その官称の由来からも窺われる如く、皇帝にとって、内侍の官属の中でも殊に信頼を寄せるところの官僚集団であったといえる。

第二章 寄班 祗候

内侍省の寄班には、前掲『両朝国史』に記載されている寄班供奉官・侍禁・殿直・奉職・小底等官の外に、前述の如く「寄班に祗候する者」の意の寄班祗候なる官が属していた。⁹⁾本章では、この寄班祗候について、就任者と活動の面より分析を加え、それがもつ政治上の意義について考えてみたい。

一 就任者の特色

寄班祇候に関する史料は極めて少なく、就任者の姓名を確認できるものは、管見の限り一一名に過ぎない。検討の便宜上、姓名を挙げておくと以下の如くである。太宗朝の①高繼勳②石普③劉文質④耿從政、真宗朝の⑤夏守贊⑥張昭遠⑦楊崇勳⑧劉承宗、仁宗朝の⑨胡思廉⑩雷允中、高宗朝の⑪曾觀である。以下、この者たちの出自・経歴を分析し、その特色を抽出してみたい。

先ずもって指摘される就任者に共通した特色は、寄班祇候が内侍省管下の寄班に属する官であるにもかかわらず、彼らがいずれも士人であったという点である。このことは後に紹介する彼らの経歴を一見すれば瞭然であるが、試みに一例を示すと、『蘇学士集』巻一四、内園使連州刺史知台州劉公墓誌銘に、③劉文質の寄班祇候就任について「特召為供奉官・寄班祇候、入備宿衛」とあり、当時左班殿直であった劉文質が供奉官に昇進し、武班のまま寄班祇候を兼ね、内廷に配属されたことが知られよう。

この様に寄班祇候は内侍省に属する官でありながら、他の属官とは異質な官であった。では、どのような背景をもつ人材が任用されたのであろうか、彼らの出自および寄班祇候就任前の経歴を検討し分類してみよう。

(a) 皇室の縁戚(擬似血縁関係も含む)

③劉文質 簡穆皇后の従孫⁽¹²⁾

⑧劉承宗 祖母が昭憲太后の妹⁽¹³⁾

⑨胡思廉 温成皇后の妹婿⁽¹⁴⁾

彼らは皇室の縁戚が故に、皇帝の信頼は甚だ厚かった。『宋史』卷三二四、劉文質伝に、

(劉文質) 遷西頭供奉官・寄班祗候。帝(太宗)頗親信之、數訪以外事。嘗謂内侍竇神興曰、文質朕之近親、又忠謹、其賜白金百斤。

とあり、太宗の厚い信頼と文質の忠勤を伝えている。ところで、皇帝が彼らに信頼を寄せた背景には、根本的には同族としての近親感が潜在していたであろうが、直接的には彼らの先代に対する強い信頼感があつたものと考ええる。

『宋史』卷四六三、劉信知伝によると、

(劉信知) 母即昭憲太后之妹也。開宝三年十月、(母)卒。封齊国夫人。信知三歳而孤、宣祖憐其敏慧。建隆三年、起家、授供奉官。開宝五年、遷軍器庫使、掌武德司。太宗即位。為武德使、會改武德為皇城司、即為皇城使

。太宗崩、充修奉永熙陵部署。咸平初、拜建武軍節度觀察留後。知永平軍府。契丹犯辺、復知天雄軍。真宗北巡、充駕前副部署。知信、以戚里致貴、尤被親任。中外踐歷、最為旧故。雖無顯赫称、亦以循謹聞于時。

とあり、⑧劉承宗の父、信知が皇室の戚族を以て高位を得、諸帝からも信任され、彼もまた忠勤を以て応えたことが知られる。彼が、太宗崩御に際し、陵墓造営の責任者に任ぜられ、また遼の南進に対する真宗の北巡に当たっては、駕前軍の副統兵官を拜命した事実は、兩帝との信頼関係の強さを物語っていると見えよう。また、③劉文質の父、審琦について、前掲『蘇学士集』の劉公墓誌銘は、「太祖創業之始、倚以機事、辟署汜水閔令、未幾卒」と記し、建国当初、審琦が機密に係る任務を委ねられたことを伝えているが、彼の信頼度が窺われよう。⁽¹⁵⁾

(b) 皇帝潜竜時代に仕えた者

②石普 父通、事太宗於晋邸。普十歳給事邸中、以謹信見親。補寄班祗候。⁽¹⁶⁾

⑤夏守贊 王(真宗)為太子、守贊典工作事。及即位、授右侍禁：遷西頭供奉官・寄班祇候⁽¹⁷⁾。
⑦楊崇勳 以父任為東西班承旨、事真宗于東宮：真宗即位、遷右侍禁、西頭供奉官・寄班祇候⁽¹⁸⁾。

この内、⑤夏守贊については、『宋史』卷二九〇の列伝に、

(父遇、為武騎軍校、与契丹戰没)⁽¹⁹⁾ 初(兄)守恩給事襄王(真宗)邸。王問其兄弟、守恩言、守贊四歲而孤、日侍王邸、不得時撫養、心輒念之。王為動容、即日召入宮。而憐其幼、聽就外舍。後二年、復召入、王乳母肖国夫人、使傳婢拊視之。

とあり、幼少より真宗の襄王邸に養われていたことが知られるが、このことは②石普が十歳にして太宗の晋邸に仕えたことと併せ、注目される点である。⁽²⁰⁾ また、⑦楊崇勳については『宋史』の列伝(卷二九〇)によると、「祖守斌、事太祖為龍捷指揮使。父全美、事太宗為殿前指揮使」とあり、太祖・太宗に仕えた譜代の禁軍將校の家柄に生まれている。この様に潜竜時代において既に皇帝と私的信頼関係によって結ばれていた者たちが、即位後の皇帝にとって最も頼りとする臣僚であったであろうことは言うまでもない。

◎皇帝潜竜時代以来の旧臣の子

①高繼勳 父、高瓊(太宗：召置帳下…太宗即位、擢御龍直指揮使：侍衛步軍都指揮使：殿前都指揮使)⁽²¹⁾

②石 普 父、石通(事太宗於晋邸)⁽²²⁾

④耿從政 父、耿全斌(属太宗在藩邸…隸帳下、即位、補東班承旨：御前忠佐馬軍副都軍頭、改馬軍都軍頭：殿前左班都虞候、馬歩軍都軍頭)⁽²³⁾

潜竜時代以来の旧臣が即位後の皇帝にとって最頼の臣僚であったことは上述の如くであるが、旧臣の息子と皇帝との間にも、彼らを媒介とする間接的な信頼関係が潜在していたと言ってよからう。かかる者たちは言わば皇帝親信官

僚の予備員の性格を備えていたと言え、やがて皇帝に登用されることにより、改めて直接的な信頼関係を結ぶに至つたものと推察する。『宋史』卷二八九、高繼勳伝に、

(高繼勳) 初補右班殿直、儀狀頌偉。太宗見而異之、召問其家世、以瓊子对、擢寄班祇候。

とあり、①高繼勳の素質に引かれた太宗が、彼が高瓊の息子であることを知り、寄班祇候に登用したことを伝えている。彼の素質もさることながら、太宗の高瓊に対する信頼の然らしめた抜擢と言えよう。

④先帝潜竜時代以来の旧臣の子

⑥張昭遠 父、張凝(太宗在藩邸、聞其名、以隸親衛。即位、補殿前指揮使、殿前都虞候²⁴)

張昭遠の場合も、(c)に分類した者たちと同様に、皇室との間に彼の父を媒介とした間接的な信頼関係が潜在していたと考えて差し支えなからう。彼の父、凝は太宗の旧臣ではあるが、真宗に仕えて殿前都虞候・寧州防禦使まで昇っており、真宗の重臣でもあった。ところで、(c)・(d)に分類された者たちの父が、石通を除き、いずれも禁軍の將校である点は、甚だ興味深い。軍人の息子であるだけに、彼らの皇帝に捧げる忠誠心は殊勝なものがあつたと考える。

本章の冒頭に挙げた一一名の就任者の内、⑩雷允中と⑪曾覲については出自および就任前の経歴を詳かにすることができない。ただ、雷允中については、彼が雷允恭の弟であることのみ判明している。²⁵兄、雷允恭は内官であり、仁宗の東宮に仕え、後には入内内侍省押班に昇つた。²⁶仁宗の摂政として章献太皇が国柄を握るに及び、「允恭、勢い中外を横^{おほ}う」ものがあつたという。雷允中は允恭の弟ということで、仁宗の信頼も厚かつたのではないかと推測される。

分析対象者が僅か一〇名ではあつたが、寄班祇候就任者の出自・経歴に見るおよその傾向は窺い得たと考える。す

なわち、彼らに共通して言えることは、彼らが就任以前において何らかの縁で皇帝と強い信頼関係を有する士人であったということである。さらに言うと、彼らの中には、皇室の縁戚或は幼少より後宮や王宮に出入した者等、皇帝の家父長的権力の影響を多分に蒙る者が含まれることから、その様な信頼関係も極めて私的要素の濃いものであったことが窺われる。要するに、寄班祇候就任者は元々皇帝に対する強い忠誠心を抱懐する者であったと言え、「信頼するグループ」の意と解される寄班に祇候せしめるに相応しい人材であった。かかる人材が皇帝にとって如何に有用であったかは論ずるまでもない。

二 活動の特色

寄班の諸官が内侍省下の職務として急詔の伝達や行幸の随伴などに任じたことは前述の如くであるが、また一方で外廷における差遣にも充てられた。本節では、その中でも寄班祇候の任じた職務を検討し、その特色を探りたい。

寄班祇候が充てられた差遣や任務を伝える史料は甚だ少ないが、その中に在って検出例の多いのが、走馬承受公事の差遣である。『宋史』卷二九〇、夏守贊伝に、

（夏守贊）遷西頭供奉官・寄班祇候。帝幸大名、為駕前走馬承受。康保裔与賊戰没。部曲畏誅、声言保裔降賊。密詔守贊、往察之。守贊變服入営中、廉問得状。還奏称旨。

とあり、咸平二年に遼が大挙入寇した際、これを親ら阻まんとして真宗が大名府に巡幸したが、この時に西頭供奉官寄班祇候の夏守贊が駕前走馬承受公事として従軍したことを伝えている。走馬承受公事は本来、主に辺境の軍政路に置かれ、屯駐禁軍の辺防状況を諜察し、毎年これを上奏する沿辺の軍事監察機関であった。夏守贊の場合は、真宗の車駕を守護する駕前軍の監察に任じたものと思われるが、彼が極秘の指揮を受け、最前戦における方面軍司令官投降の真相を内偵するために、変装して該地に潜入したという事実から、本来の職務の外に、皇帝の意向を帯びた密使的任

務にも従事したことが窺われる。この外の走馬承受公事の事例は次ぎの如くである。

劉文質 兩浙走馬承受公事⁽³⁰⁾

夏守贊 真定路走馬承受公事⁽³¹⁾

楊崇勳 雷有終討王均、崇勳、承受公事、以奏捷。⁽³²⁾

劉承宗 鎮定高陽關三路承受公事⁽³³⁾

ところで、『宋会要』職官四一、走馬承受公事の項に、

真宗咸平五年八月五日、帝宣諭寄班使臣、即畏避不敢公言。早歲、靈州巡檢王承、境内獫人。承受使臣、都不以聞、遂決杖降職。自是無敢隱蔽。因降詔戒飾。

とあり、靈州巡檢使王承の非違を走馬承受公事が報告しなかったことが原因で、真宗が寄班の使臣に戒敕を垂れたことを伝えている。この史料からすると、走馬承受公事には寄班の使臣が起用されるのが一般であったかに解される。実際には必ずしもそうではないが、⁽³⁴⁾少なくとも、寄班の外廷における差遣として、走馬承受公事が一般的であったということは言い得よう。ここでは寄班の使臣と記されているが、寄班の走馬承受公事に關して、検出した史料の殆どが寄班祇候の任せられたものであることを考えると、寄班の中でも寄班祇候を任用するのが常例ではなかったかと推察する。

この外に寄班祇候の差遣としては巡檢使が挙げられる。前掲の夏守贊伝に、

(夏守贊) 遷西頭供奉官・寄班祇候；帝幸澶淵、及祀汾陰、皆為駕前巡檢。

とあり、真宗の澶州・汾陰への行幸の際、西頭供奉官・寄班祇候の夏守贊が駕前巡檢使として随伴したことを伝えている。巡檢使は路・州県の警察業務を掌る職事であるが、彼の場合は、行幸途次や目的地における警察業務を掌ったものと考ええる。幼少より真宗の王邸に撫育され、長じては太子となった彼に仕えたという経歴をもつ夏守贊が、真宗

即位後、寄班祇候に取り立てられ、皇帝を守護する駕前軍の走馬承受公事や巡検使に任じたことは、寄班祇候の実態をイメージする上で甚だ示唆に富んでいる。巡検使の事例としては、いま一件、左班殿直・寄班祇候の張昭遠が忻州都巡検使に任ぜられたことが指摘される⁽⁸³⁾。

また、『宋会要』儀制四、導従の項に、

(真宗・景德)二年、詔定在京諸司庫務監官・当直人数。諸司使領郡者十二人、諸司使・副使・崇班及朝臣十人、閣門祇候及内供奉官・殿頭高品八人、寄班祇候七人、京官・供奉官・侍禁・殿直・高品及寄班奉職六人、祇候内品・奉職・借職四人、諸司庫務都虞候三人、指揮使二人、員寮一人。

とあって、寄班祇候が在京諸司庫務の監当官・宿直官に充てられていることが知られる。

以上の如き通常の差遣の外に、『宋史』卷三二六、上述の張昭遠の伝に、

(張昭遠)擢左班殿直・寄班祇候。每出使、還奏利害、多称旨。

とあるが如く、臨時の勅使を拜命することもあった。また、高宗朝の曾覲は寄班祇候を以て建王(孝宗)の内知客に任じたという⁽⁸⁴⁾。

以上、寄班祇候が充てられた差遣や任務について些か検討したが、注目される点は沿辺の軍事監察機関である走馬承受公事への任用が多く見られ(それも駕前軍や複数路に跨るなどの資序の高い差遣を含む)、それが寄班祇候の一般的差遣であったのではないかと推測されることである。

遼や西夏との軍事的緊張が高まってくる北宋前半期において、辺境の屯駐軍や行營軍の辺防の実態が、皇帝にとって重大な関心事であったことは言うまでもない。『統墨客揮犀』、武臣上殿不得過為文飾の項に、

慶曆中、河北大水、仁宗憂形於色。有走馬承受公事使臣到闕。即時召對、問河北水災何如…。

とあり、仁宗が河北の水害の状況について、走馬承受公事に直接下問していることが知られる。走馬承受公事にかか
る「上殿奏事」が許されていたという事実は、皇帝が彼らの報告を重要視していたことを物語っている。この史料は
民事の報告に関するものであるが、国防に関する報告への皇帝の関心が如何ばかりかは、贅言を要しないであらう。
走馬承受公事は、皇帝が辺防状況を直接把握する上で、非常に重要な職任であったのである。

この様に走馬承受公事の役割を考えると、それが寄班祗候の一般的差遣であったということは、寄班祗候就任者
の特色からして、十分首肯されることである。つまり、皇帝は彼に対し極めて求心的な親臣を、国防上の要務であ
る辺防状況の直接的把握の要に起用したわけである。

以上、寄班祗候の活動の特色を瞥見したが、章を結ぶに当たり、寄班祗候就任者のその後の官歴について、若干付
言しよう。

彼らが皇帝の信任厚い者たちであったことから、後に高官・重職に就くケースが多かった。前節の冒頭に掲げた就
任者の内、横行に昇った者に、高繼勳（東上閣門使）・劉承宗（東上閣門使）・張昭遠（西上閣門使）がおり、さら
に宣徽院使を経て枢密使に昇った者に、夏守贊（知枢密院事）・楊崇勳（枢密使）がいる。また、石普は武班階を極
めて、最高位である節度使（河西節度使）に就いている。ところで、彼らの中で夏守贊（殿前都指揮使）・楊崇勳
（殿前都指揮使）・高繼勳（侍衛馬軍・歩軍副都指揮使）・張昭遠（侍衛馬軍・歩軍都虞候）が禁軍三衛の長官や重
職を歴している点は、寄班祗候就任者の先代の多くが禁軍出身であったことと併せて、寄班祗候の属性を考える上
で興味深いものがある。

結 語

小論では、北宋の史料に散見される寄班祗候について些か考察した。寄班祗候は内侍省管下の寄班に属したが、外廷の士人が任ぜられた点に特色があった。彼らは宦官ではなかったものの、その出自・経歴からして皇帝の家産官僚の特性が指摘され、この点で限りなく宦官に近い存在であり、内廷に祗候するには十分な条件を具えていた集団と言える⁽⁷⁾。つまり皇帝の耳目爪牙として機能する素質をもった官僚集団であった。それ故、北宋前半の軍事的緊張の高まりを背景に、主として走馬承受公事の差遣に充当され、沿辺軍政の監察、すなわち皇帝の耳目の任を担わされたのであった。その様な意味において、寄班祗候を兼帯した三班使臣は、北宋における皇帝権の維持・強化に資した官僚集団の一つであったと意義付けることができる⁽⁸⁾と考える。

註(1) 拙稿「唐・五代三班使臣考―宋朝武班研究その(1)―」(『宋代の社会と文化』汲古書院、一九八三)、同「北宋三班使臣考」

(『別府大学短期大学部紀要』第七号、一九八八)

- (2) 『宋史』卷一六九、職官七、内侍之叙遷の項によると、入内内侍省・内侍省の属官を次の如く配列している。入内内侍省については、まず祗候班として、下から北班内品・後苑散内品・後苑後当事内品・後苑内品・把門内品・入内内品・貼祗候内品・祗候小内品・祗候内品・祗候高班内品・祗候高品・祗候殿頭を挙げ、次いで内侍班として、下から(内侍)黄門・(内侍)高班・(内侍)高品・内侍殿頭・内西頭供奉官・内東頭供奉官を挙げている。また、内侍省についても諸官を列挙しているが、それらの官種・序列は入内内侍省とほぼ同様である。ただ、祗候班において、祗候小内品を欠く外、末尾に後苑散内品を配し、

その上に散内品を別に設けている。

- (3) 南漢が内官を重用し、それが亡国の一原因となったことは、周知の如くである。内官政治の實際を『資治通鑑』卷二九四、後周・顯德五年十一月辛亥の条は、

凡羣臣有才能、及進士狀頭、或僧道可與談者、皆先下蚕室、然後得進。亦有自宮以求進者。亦有免死而求者。由是宦者近二万人。貴顯用事之人、大抵皆宦者也。謂士人爲門外人、不得預事。卒以此亡國。

と伝え、有能な官僚や進士の状況、或は出家の有識者が、去勢の後、始めて登用されたことなど、恐るべき実態を指摘している。これが事実とするならば、南漢の内官の中には有能な人材が多数含まれていたわけで、宋朝にとっては甚だ有用な官僚集団であったと言えよう。

- (4) 『宋史』(卷一六六、職官六)、『宋会要』(職官三六)、『文献通考』(卷五七、職官一一)の内侍省の項より、二省制確立の過程を整理してみるに、「内侍省」は従来の内侍省内の内班院が、後に内侍省内班院と改称され、真宗・景德三年五月に「内侍省」として独立した。一方「入内侍省」は従来の内侍省内の内中高品班院が、太宗・淳化五年に入内班院と改称され、その後入内黄門班院、内侍省入内侍班院との改称を経て、景德三年二月に内侍省から独立して「入内侍省」となった。すなわち真宗・景德三年に二省制が確立したのである。

- (5) 『宋史』卷一六九、職官七、内侍省之叙遷の項
例えば、『文献通考』卷一〇七、王礼二、開延英儀の項に、

其長春殿常朝、則内侍省都知・押班、率内供奉官以下並寄班等先起居。次開門使……

とあり、また後述するところの寄班祇候についての記事であるが、『宋史』卷一六六、職官六、入内侍省・内侍省の項に、
嘉定初、詔内侍省、陳乞恩例、親屬允寄班祇候、以十年爲限。

とあり、また『宋会要』職官三六、内侍省の項に、

(高宗・紹興)九年六月二三日、詔内侍省、寄班祇候依元豐法、今後以十五員為額。

とある。

(7) 第二章で触れる寄班祇候就任者の例伝に見る彼らの経歴より明らかである。第二章を参照されたし。

(8) 島田正郎『遼朝官制の研究―東洋法史論集第一―』(創文社、一九七八)第九章 御帳官

(9) (6)に示した寄班祇候に関する『宋史』と『宋会要』の記事より、内侍省管下に寄班祇候が属していたことが確認されよう。

ところで、海原郁氏は高論「宋代の武階」(『東方学報』京都)五六、一九八四)の中で寄班祇候に言及され(第三章と闍職)、「闍門祇候の見習いともいふべき」存在として寄班祇候を位置付けられ、更に『長編』卷九五、天禧四年四月丁酉の条の「詔、寄班祇候、自今、準三班使臣所定年限」の記事から、「考課からみると、寄班祇候とは三班に寄班している祇候の性格がむしろ強そうに思える」(注九八)と論じられている。氏は寄班を「闍門祇候も含め各武階の付け出しのような格」とされ、従って寄班祇候を闍門祇候あるいは三班使臣の付け出しの如く理解しておられるようだが、筆者としては前章における検討から、かかる氏の見解には首肯できない。また、氏は『夢梁錄』(卷九)や『詳備碎金』(卷上)の闍門の項に、闍職の諸官と共に寄班官や寄班祇候が併記され、闍職との関りが窺われる点を指摘されるが、闍門が正衙文徳殿(皇帝の隻日祝朝の御殿)の東西掖門であることを考えると、君側奉侍を職務とする寄班祇候にとって闍門は職場であり、従って闍門に詰める諸官の一つとして、闍職と共に列挙されるのは、むしろ当然のことではなからうか。

(10) 彼らが寄班祇候に任ぜられたことは、⑨胡思廉と⑩雷允中を除き、『宋史』に見る彼らの列伝より明らかである。高繼勳

(卷二八九)、石普(卷三二四)、劉文質(卷三二四)、耿從政(卷二七九)、夏守贊(卷二九〇)、張昭遠(卷三二六)、

楊崇勳(卷二九〇)、劉承宗(卷四六三)、曾顛(卷四七〇)。また胡思廉については、『長編』卷一七六、至和元年正月戊子

の条、雷允中については、『長編』卷九八、乾興元年六月庚申の条より明らかである。

(11) 『宋史』卷三二四、劉文質伝に、

太宗、授以左班殿直。遷西頭供奉官・寄班祇候。

とあり、劉文質の供奉官に遷る以前の寄祿官が左班殿直であったことがわかる。

(12) 『宋史』卷三二四、劉文質伝。簡穆皇后は太祖・太宗の祖母（翼祖・趙敬の妻）にあたる。

(13) 『宋史』卷四六三、劉承宗伝。昭憲太皇は太祖・太宗の母であり、従つて劉承宗の父、知信は太祖・太宗のいとこにあたる。

(14) 『長編』卷一七六、至和元年正月戊子の条。温成皇后は、仁宗の寵愛極めて厚かつた貴妃、張氏に与えた諡である。

(15) 『宋史』卷三二四、劉文質伝に「父審琦虎牢関使。従討李重進、戦死」とあり、劉審琦はいわゆる「死（王）事臣」であつた。かかる殉職者に対しては、子弟を録補するなど、厚い優遇措置が施された。劉文質も、列伝に「以簡穆親又父死事故、前後賜与異諸将」とある如く、外戚に加えて死事臣の子弟であるということを以て、厚遇を受けたという。かかる優遇措置により起家した官僚は、自ずとその恩沢に報いるべく他の官僚を凌ぐ忠誠心を抱くに至つたであろう。

(16) 『宋史』卷三二四、石普伝。

(17) 『宋史』卷二九〇、夏守贇伝。

(18) 『宋史』卷二九〇、楊崇勳伝。

(19) 『宋史』卷二九〇、夏守恩伝。

(20) 『宋史』卷三二四、劉文質伝に、「文質幼、従母入禁中」とあつて、劉文質も父、審琦の殉職の後に、母、清河郡太夫人張氏に従つて、内廷に出入していたことが知られる。

(21) 『宋史』卷二八九、高瓊伝。

(22) 『宋史』卷三二四、石普伝。

(23) 『宋史』卷二七九、耿全斌伝。

(24) 『宋史』卷二七九、張凝伝。

(25) 『長編』卷九八、乾興元年六月庚申の条。

(26) 『宋史』卷四六八、雷允恭伝。

(27) 註(26)

(28) 佐伯富「宋代走馬承受の研究―君主独裁権研究の一齣―」(『東方学報』(京都)九、一九三八)。走馬承受公事は北宋末には東南諸路にも設置され、民政も監察するまでに権限が拡大されたという。後述の劉文質が両浙走馬承受公事に任ぜられた一件は、これの比較的早い事例といえよう。

(29) 『宋史』卷四四六、康保裔伝に、

(康保裔)侍衛馬軍都虞候、領涼州觀察使：真宗即位：高陽関都部署。契丹兵大入：保裔選精銳赴之：遂没焉。時車駕駐大名、聞之震悼。廢朝二日。

とあり、高陽関路の都部署すなわち総司命官、康保裔が契丹の入寇を阻止することができず、戦死したこと、およびその敗死が大名人に駐蹕中の真宗以下に大きな衝撃を与えたことなどを伝えている。契丹防衛最前線の軍事動向だけに、重大な関心が払われたことであろう。夏守贇の任務の重要性が窺われる。

(30) 『宋史』卷三二四、劉文質伝。

(31) 『宋史』卷二九〇、夏守贇伝。

(32) 『宋史』卷二九〇、楊崇勲伝。楊崇勲の場合は、王均の乱の征討軍に添差された走馬承受公事であろう。

(33) 『宋史』卷四六三、劉承受伝。劉承宗のこの差遣は供奉官の時のことである。列伝によれば、「殿直・寄班祇候、咸平初、転供奉官」とあるが、供奉官に転じた後も寄班祇候は引き続き兼帯していたものと考えられる。その後、閤門祇候を授けられるが、この時点で内侍省から閤門に転出し、寄班を離れたのであろう。

(34) 通常、広く三班使臣と内侍の中から選任された。(『宋会要』職官四一、走馬承受公事)

(35) 『宋史』卷三二六、張昭遠伝

(36) 『宋史』卷四七〇、曾觀伝。

(37) 筆者は、寄班祇候のかかる特質を、寄班全体に押し広げて論ずることができまいかと考えている。しかし、この点を論証するには、寄班祇候以外の寄班官の就任者に関する史料が余りにも少なすぎる。管見の限りではあるが、唯一例その様な傾向を窺わせる事例があるので、挙げてみよう。

『河南先生文集』卷一四、銀青光祿大夫張公墓誌銘に、

父延斌、國初以材武積功、為樺日左廂都指揮使・富州團練使；公(張顯忠)幼明慧、語言拜起、如成人。七歲得見、太宗皇帝留邸。及即位、給事殿省。補殿直・供奉官、皆以寄班冠其官稱。

とあり、張顯忠は七歳にして太宗の潜竜邸に仕え、太宗即位後、寄班殿直・供奉官に補せられたという。禁軍將校を父にもつ彼が、宦官であったとはまず考えられないこと、また幼少より潜竜邸に仕え、皇帝即位後、寄班に取り立てられたことなどを勘案すると、彼の中にも寄班祇候就任者と同じ特質を指摘できそうである。ただ、今のところ比較検討すべき他の事例を検出し得ていないので、かかる寄班全体を睨んだ考察は後日に譲ることにする。

(付記) 小論は、一九八八年度別府大学短期大学部学術研究助成費による内地研修の成果の一部である。ここに付記し、かかる高配に対し厚く感謝する次第である。